

2014年（平成26年）5月8日

藤沢市議会議長 高橋 八一 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

事務局の庶務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について
（答申）

2014年5月8日付けで諮問（第655号）された事務局の庶務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供すること及び条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについて包括的に取扱う理由は，認められない。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市議会は，東日本大震災の影響により，現在閉鎖になっている本館3階から新館7階に移転した。

そして、新館7階に議場、正副議長室、各会派控室、議会事務局等を配置し、議会フロアとして改装したが、以前は、市民等に開放する会議室のフロアであったため、エレベーターホールから直接、正副議長室及び各会派控室に入ることができる。

このため、セキュリティ上の課題は当初よりあり、施錠等で対応を図っていたが、昨年12月19日の本会議最終日に会派控室から議員の所持金品が盗難に遭う事案が発生したことにより、議会フロアのセキュリティを更に向上させるため、犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果として、防犯カメラを設置し、映像をハードディスクに保存することとなるため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項及び第18条のコンピュータ処理に該当することから、今回の諮問に至ったものである。

また、司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書（以下「捜査照会書」という。）により、防犯カメラによって撮影し、録画した画像の目的外提供の依頼が想定できるが、この際には、条例第12条第4項により藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）への諮問事項となっている。

については、事件解決への迅速な対応のため、今後捜査照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合は、別に定める（仮称）個人情報の目的外提供についてのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供ができる包括的な取扱いをしたく、併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、議会フロア（新館7階）の犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することができないことから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存については、ハードディスクによる保存が長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、ハードディスクを採用し、コンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策については、録画機器を議会事務局内に設置し、ワイヤー

等で固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外は、利用できないよう制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「防犯カメラ運用基準」を定め、管理することとするものである。

なお、設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされる。また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には、録画された画像は使用しないものとする。

- (4) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像であり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本人通知は省略するものである。

なお、防犯カメラ撮影区域には、防犯カメラを設置している旨及び撮影されたカメラ画像を目的外に提供する旨の表示をし、周知を図るものである。

- (5) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会に対する包括的な取扱いについて

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、正当な請求権を有する司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は被害者を救済するものである。

そのため、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当フロア内で発生した犯罪の捜査のために、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、別に定めるガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要があるものである。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）とする。また、目的外提供については、ガイドラインに定める。

- (6) 実施時期（予定年月日）

2014年5月9日

- (7) 提出書類

ア 防犯カメラの機種

イ 防犯カメラの設置場所

- ウ 藤沢市議会フロア（新館7階）防犯カメラ運用基準（案）
- エ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン（案）
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、議会フロア（新館7階）の犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果のために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

ア 目的外に提供することに係る包括的な取扱いについて

実施機関では、今後、本件と同様の犯罪が発生した場合、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会が行われることが想定されるが、当該捜査は犯罪の捜査のために正当な請求権を有する司法警察員等によって行われるものであり、照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は被害者を救済するものであり、照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、包括的な取り扱いをする必要があるとしている。

しかしながら包括承認の対象となる場所である議会フロアについては、その場所の特性からすると窃盗が繰り返し発生することは考えにくく、防犯カメラ画像データの目的外の提供については、当該照会があった際に、個別に判断がなされるべきである。

よって本件目的外提供の包括的な取扱いについては認められない。

イ 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することに係る包括的な取扱いについて

(3)アで前述したとおり，目的外に提供することに係る包括的な取扱いが認められない以上，目的外に提供することに伴う本人通知の省略については，判断する必要がない。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，防犯カメラの画像の保存については，ハードディスクによる保存が，長期的な使用においても画像が劣化せず，必要な部分の画像の取り出しも容易であることから，ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では，次のような安全対策の措置を講じるとしている。

(ア) 録画機器を議会事務局内に設置し，ワイヤー等で固定することで持ち出しを防止する。

(イ) 操作を行う際にはパスワードを設定し，防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外は，利用できないよう制限する。

(ウ) 日常的な管理としては，藤沢市個人情報保護に関する条例，藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉の定めるところに従い，適正に取り扱うこと，並びに「防犯カメラ運用基準」を定め，管理する。

(エ) 設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し，順次上書きがされる。また，防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には，録画された画像は使用しないものとする。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上